

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する小型機船底びき網漁業手繰第 1 種漁業手繰網漁業につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業手繰網漁業	別記 1 のとおり	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	8 トン未満で許可証に記載されている総トン数	260kW かつ排気量 6.5L（無過給機関の場合 160kW かつ排気量 14.0L）以下で許可証に記載されている馬力数 ただし、平成 16 年 6 月 24 日以前に排気量 6.5L（無過給機関の場合 14.0L）以上の機関を搭載する船舶をもって許可を受けたものについては、その機関の使用を廃止するまでの間、排気量最高限度の制限は適用しない。（改正漁船法（平成 14 年 4 月 1 日施行）の適用を受けない漁船にあっては 60 馬力以下）	1 天草市天草町、同市河浦町一町田、今富、同市二浦町亀浦及び早浦に住所を有する天草漁業協同組合の正組合員である個人 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業手繰網漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	3 トン未満で許可証に記載されている総トン数	56kW（無過給機関の場合 52kW）以下で許可証に記載されている馬力数 （改正漁船法（平成 14 年 4 月 1 日施行）の適用を受けない漁船にあっては 20 馬力以下）	1 宇城市不知火町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

次の各点を順次に結んだ直線と天草市河浦町権現山山頂から同町オチウド山(谷の中央)を見通した線の延長線と海岸線によって囲まれた海域。
ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 天草郡苓北町都呂々と天草市天草町下田との海岸線における境界点

イ アの点から真方位 312 度、1,800 メートルの点

ウ イの点から真方位 270 度の線と長崎県西海市大立島灯台から真方位 180 度の線との交点

エ 大立島灯台から真方位 180 度の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市樺島南端を結んだ線との交点

オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と長崎県西海市平島西端から真方位 180 度の線との交点

カ 平島西端から真方位 180 度の線と権現山山頂から同町のオチウド山（谷の中央）を見通した線の延長線との交点

別記 2

操業区域

不知火海

次のア、イ、ウの点を順次に結んだ線、エ、オの点を結んだ線及びカ、キの点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、火共第 1 号共同漁業権漁場を除いた共同漁業権漁場を除く。

ア イから八代市加賀島頂点を見通した線が最大高潮時海岸線と交わる場所

イ 上天草市松島町下大戸ノ岬

ウ 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻

エ 上天草市大矢野町維和島東端

オ 宇城市三角町戸馳島南端

カ 宇城市三角町戸馳島東端

キ カから正北を見通した線が最大高潮時海岸線と交わる場所